

# 請願・陳情 って何？



# 議会のなぜ・何に お答えします

市政について要望等があるときは、どなたでも市議会に対し請願・陳情を行うことができます。

請願の場合は、議員の紹介が必要になります。陳情の場合は、議員の紹介はありません。

取り扱いは、請願・陳情ともに議会運営委員会の判断のもと、審査が必要なものは常任委員会等で慎重に審査し、本会議で採否を決め、その結果を請願・陳情者へお知らせします。

請願・陳情が採択されても、その実現について法的拘束力はありませんが、市議会は最善の努力をすべき政治的・道義的責任を負うことになります。

## 【請願・陳情参考書式】

**請願書**

平成 年 月 日  
霧島市議会議長あて

請願者 住所・氏名 ㊟  
紹介議員氏名 ㊟

〇〇を求める請願書

請願事項  
1.〇〇  
2.△△△

請願の理由・経緯等  
(詳しく書いてください。)

**陳情書**

平成 年 月 日  
霧島市議会議長あて

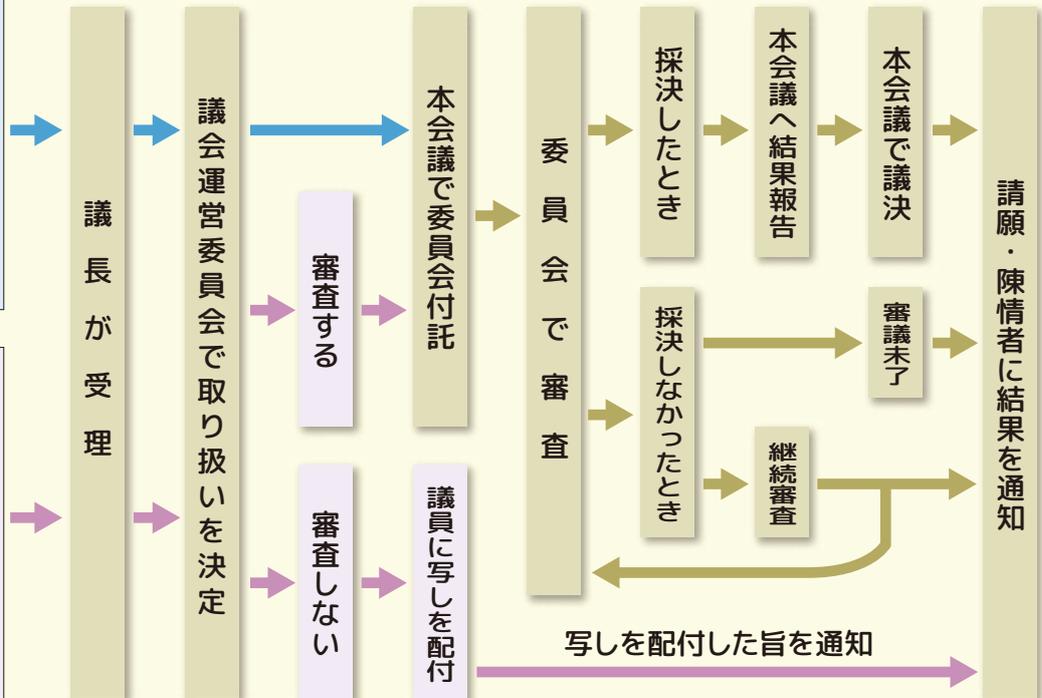
陳情者住所・氏名㊟

〇〇を求める陳情書

陳情事項  
1.〇〇  
2.△△△

陳情の理由・経緯等  
(詳しく書いてください。)

## 請願・陳情の基本的な取扱いの流れ



請願・陳情は、いつでも受け付けています。当市議会では、定例会本会議初日の1週間前に行われる議会運営委員会の前日までに受理したものは、その定例会で審査します。それ以降に受理したものは次回以降の定例会で審査することになります。



### <請願・陳情は、次の要領で提出をお願いします。>

- ◇文書は日本語を、また用紙はなるべくA4サイズを用いてください。
  - ◇請願・陳情書と明記し、提出年月日を記載し、議長あてに提出してください。
  - ◇住所・氏名を明記し、必ず押印してください。
  - ◇複数人での請願・陳情は、代表者を決めてください。
  - ◇請願は、紹介議員の記名・押印が必要です。
  - ◇請願・陳情書の写しは、一般に公開されます。予め御了承ください。
- ※書式は、霧島市議会ホームページからダウンロードできます。  
詳しくは議会事務局へお問い合わせください。(Tel 0995-64-0922)